

91

Y₂の担当部署の被用者」としては、…三五年間という歳月の経過により本件トンネルの天頂部アンカーボルトに経年劣化が生じて荷重に対する引抜抵抗力を喪失する可能性も否定できないものであるから、適切な点検方法を設定し、これを実施しなければ本件トンネルの天頂部アンカーボルトの不具合（本件事故の原因となつた引抜抵抗力の低下）を看過し、その結果として、天井板等が道路上に崩落する可能性（危険性）を予見し得た」とし、更に「当業者であれば、打音点検及び触診（特に打音点検）がアンカーボルトの不具合を発見する上で有効であるとの認識を有し、こうしたアンカーボルトの引抜抵抗力を把握するための点検方法が存在することを認識し得た」とし、したがつて、「同被用者らは、」本件点検の点検方法に係る協議の際、打音・触診といった自視以外の適切な点検方法を設定しなければ、本件トンネルの天頂部アンカーボルトの不具合を看過し、その結果、本件事故のような天井板の崩落事故が発生することを予見できた」とした。

も、本件トンネルの状況の異常性を認識するには十分であるとし、しかして、「上記のような異常な数の天頂部アンカーボルトの変状が発見されば、天井板の落下に繋がる可能性が高いことは明らかであり、「Y₁は、…」[担当部署]による点検結果報告を受け、本件トンネルの安全を確保ないし確認できるまで、本件トンネルを通行止めにし、アンカーボルトの引抜抵抗試験を実施するなどして、更なる調査、応急対策、補修・補強工事又は天井板の撤去工事等の抜本的な対策を開始することにより、少なくとも通行者が通行中に天井板が崩落するという本件事故の発生を回避することができた」とした。

(2) 損害額については、請求額の一部を認め、Yらに対し、連帯して総額約四億四〇〇〇万円の支払を命じた。

四 本判決の位置づけ等

(1) 本判決は、高速道路トンネル内で天井板が崩落し、九名が死亡した事故について、トンネルの点検方法の立案・認定を担当する部署の被用者において、天頂部アンカーボルトの触診はもとより打音点検を採用せず、双眼鏡による目視のみという方法を採用した過失があったとされた事例である。

(2) 過失判断の手法としては、打音検査によってXらの主張する具体的な崩落箇所についての引抜抵抗力喪失の判定に至らなくとも、同検査を契機として通行止め、引抜抵抗力試験などの対策を開始することで本件事故の発生を回避することができたとして、予見可能性、結果回避可能性を認めた点が注目される。

(3) トンネル構造物の事故に関する類似の事例は少ない。例えば札幌地判平13・3・29本誌一七五五・一三五（豊浜トンネル岩盤崩落事故事件）は、被告である国が原告らの主張する瑕疵の一つを認めて争わなかつた事案であるところ、裁判所は「原告らにより選択的に主張された責任原因の一つに基づく損害賠償請求権の成立が明らかになつたにも拘らず、そのことを考慮せ

(3) 胸膜ブラークについて
ア 原告X₂について平成二三年一〇月一七日に撮影された胸部CT写真によれば、原告X₂には石炭化した胸膜ブラークが認められ、また、医師の平成二四年一〇月九日付け意見書においても、原告X₂に両側の横隔膜、傍脊柱部、前胸壁及び背胸壁などに石炭化した胸膜ブラークを認めると判断されている。

四 以上によれば、原告三名はいずれも被告の王寺工場において石綿粉じんにばく露したものであるものの、原告X₁及び原告X₃については、それぞれの石綿粉じんのばく露について被告に債務不履行及び過失があつたと認めることができず、原告X₂については、その石綿粉じんのばく露について被告の債務不履行及び過失があつたことを認めることはできるが、これによつて損害が生じてゐるとは認めることができない。

第五 結論

そうすると、各原告が、被告に対し、債務不履行（労働契約上の安全配慮義務違反）ないし不法行為責任に基づく損害賠償請求として原告X₁に対し六六〇万円、原告X₂に対し六六〇万円及び原告X₃に対し二二〇〇万円、並びに上記各金員に対する訴状送達の日の翌日である平成二年一月三〇日から支払済みまで民法所定の年五分の費用の負担につき民事訴訟法六一条、六五条一項本文を適用して、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 牧 賢二 裁判官
池上尚子 濑戸信吉）

部署の被用者において、天頂部アンカーボルトの触診はもとより打音点検を採用せず、双眼鏡による目視のみという方法を採用した点に過失が本つたとされた事例

求めた事案である。
なお、関連事件として、Xらが、Y₁及びY₂の代表取締役ら合計四名に対し、本件事故に関し、民法七〇九条又は会社法四二九条一項に基づく損害賠償を求めた事件（横浜地判平28・2・16〔判例秘書登載〕。請求棄却。）がある。

二 爭点

(1) Y₁及びY₂の被用者らの過失の有無

Xらは、Y₁及びY₂の担当部署の被用者が、本件事故の直近の点検である平成二四年九月の詳細点検（以下「本件点検」という。）の際、打音及び触診による検査を行うこととしていれば、本件トンネルの崩落区間の天頂部アンカーボルトが引抜抵抗力を喪失している事實を発見し得た等として、同被用者らに過失があると主張した。これに對し、Y₁は、民法七一七条一項に基づき本件事故によつて生じた損害を賠償する責任を負うことは争わないとした上で、本件事故の発生につき予見可能性和結果回避可能性がなかつた等として、Y₂とともに、被用者らの過失を争つた。

本格ミステリー

二
爭
占

一項に基づき、本件トンネルの保全点検等の業務を受託していたY₂に対しても民法七一五条一項に基づき、連帯して本件事故による各損害額及びこれらに対する遅延損害金の支払をそれぞれ求めた事案である。

なお、関連事件として、Xらが、Y₁及びY₂の代表取締役ら合計四名に対し、本件事故に関し、民法七〇九条又是会社法四二九条一項に基づく損害賠償を求めた事件（横浜地判平28・2・16〔判例秘書登載〕。請求棄却）があ

路技術事務所等についても、本件点検をあるべき方法で行つていれば本件事故を予見できたのであるから、本件点検の実施後速やかに、A Aの評価を含む適切な評価・判定を行い、同結果を被告NEXCOに報告することで、本件事故の発生回避すべき義務を負つていただのにこれを怠り、本件点検の実施後、A Aの評価を含む評価・判定を行わず、同結果を被告NEXCOに報告しなかつた過失により、本件事故を発生させたものであるから、いずれも不法行為責任を免れず、その使用者である被告中日本HEは、被告中日本HEにおける業務の執行について行われた上記不法行為につき、本件事故により生じた損害を賠償する責任を負うといわなければならない。

(被告NEXCOの主張)

ア 総論

本件事故の発生の経緯として推定される崩落のメカニズムや、本件事故の発生に関連すると考えられる複数の要因のうち設計、材料・製品及び施工に関わる事項については、事故調査委員会の調査によつて初めて判明したもので、本件事故の発生前には知る由もなかつたのであるから、被告NEXCOの被用者である保全チームには本件事故発生の予見可能性はなかつたし、結果回避義務違反もなかつた。

打音点検を実施する場合でも、目視で明らかに他のものと違つているボルトに対しても上らない限り、天井板が崩落する可能性があるとして速やかな調査・応急対策が必要であることにはならない。

d なお、これまでの点検方法では、天頂部アンカーボルトの変状に気づくことができたとはいえないし、仮に、それを発見したとしても、その本数がほど多数に上らない限り、天井板が崩落する可能性があるとして速やかな調査・応急対策が必要であることにはならない。

打音点検を実施する場合でも、目視で明らかに他のものと違つているボルトに対しても上らない限り、天井板が崩落する可能性があるとして速やかな調査・応急対策が必要であることにはならない。

(ウ) 平成二四年九月時点の天頂部アンカーボルトの状況についての主張が誤りでありますこと、崩落区間前後及び四五〇〇番間での不具合箇所の割合が三一パーセントであることを、崩落区間前後及び四五〇〇番二・四六キロポストまでの区間と、引張試験においてCランクボルトの出現率が五〇パーセントであった区間とは異なるのであるから、本件事故後の緊急点検において確認さ

れていた。そのうちCランクボルトが五〇パーセントを超えると主張するが、原告らが指摘する八一・五一キロポストから八二・四六キロポストまでの区間と、引張試験においてCランクボルトの出現率が五〇パーセントであつた区間とは異なるのであるから、本件事故後の緊急点検において確認さ

これに対処すべき事態となるのか具体的に主張しておらず、予見可能性、結果回避義務違反の主張として不十分である。

イ 予見可能性について

(ア) 本件点検の点検方法が点検要領に即したものであつたこと

具体的な過失の有無は、点検要領等の遵守、不遵守と全く一致するものではない。仮に点検要領を遵守できていなかつた場合でも、それだけで直ちに過失があつたとすることはできず、結果に対する具体的な予見可能性と結果回避義務が検討されなければならぬが、他方、点検要領等を遵守していた場合には、予見義務と結果回避義務を尽くしたことが強く推認されるという関係にある。

そして、本件点検の点検方法は、次のとおり、点検要領に即したものであり、被告NEXCOの被用者である保全チームは予見義務と結果回避義務を尽くした。

a 天井板の点検においては、詳細点検においても目視による点検が基本とされているのであつて、点検対象範囲の全てにわたつて打音点検による点検をすることは定められていないし、求められてもない。目視により異常が認められない場合には必ず打音点検をしなければならないとする、これを繰り返すうちに構造物を損傷してしまう可能性があり、不合理である。

b トンネル天井板の上部の詳細点検は、「安全な交通又は第三者に対し支障となるおそれのある箇所」以外の箇所として一〇年に一回が標準とされ、適宜点検頻度を設定して行うものとされてゐたのであるから、本件点検の時期は点検要領に格別違

反しない。

c 平成二四年四月付けの「保全点検要領 構造物編」における近接目視の意義は、構造物に接近又は双眼鏡にて目視による方法と定義されており、双眼鏡による方法がこれに含まれることは明らかである。そして、本件点検において点検員が使用した双眼鏡は倍率八倍であり、対象を十分に拡大して見ることができた。

なお、近接目視の意義については、本件事故後の平成二六年六月に、国土交通省が策定した道路トンネル定期点検要領において、肉眼により行うことを見定している旨の内容に変更された。

(イ) 本件点検において目視、打音点検及び触診が行われたとしても本件事故の発生を予見することはできなかつたこと

a 天頂部アンカーボルトの設計強度が得られている限り、ボルト鋼材の降伏や定着部コンクリートのコーン破壊がボルトの引き抜けに先行するはずであるが、本件事故の原因となつた天頂部アンカーボルトは、降伏等より先に引き抜けが生じたもの必ず打音点検をしなければならないとした。

事故の原因となつた天頂部アンカーボルトに機能を喪失したもののがつたもののが含まれている可能性があることは不明である。原告らは、引抜抵抗力を喪失しているボルトを判別し得る可能性は、引抜抵抗力が五・〇kN程度以下で、かつ荷重変位曲線のピークがさほど明確でないボルトについては、これを打音点検で判別できると主張するが、経験ある点検員でも、十分な引抜抵抗力を持つボルトについてその全員が不良と判定することがあるため、不良の判定は、引抜抵抗力を喪失したもののが含まれている可能性があることを意味するにすぎない。

C T鋼一枚当たり一六本の天頂部アンカーボルトのうち一部に引抜抵抗力を喪失したものがあつたとしても、他の天頂部アンカーボルトの引抜抵抗力によっては天井板が崩落しないこともあります。他方、全

ての点検が不良と判定することもあるため、引抜抵抗力が五・〇kN程度以下で、かつ荷重変位曲線のピークがさほど明確でないボルトについては天井板が崩落することもあり得る。このような事実は本件事故後の調査によつて判明したものであり、本件事故は、多くのが設計強度を有していなかつた。このような事実は本件事故後の調査によつて判明したものであり、本件事故は、安全な交通又は第三者に対し支障となるおそれのある箇所」以外の箇所として一〇年に一回が標準とされ、適宜点検頻度を設定して行うものとされてゐたのであるから、本件点検の時期は点検要領に格別違

た。

b 近接目視、打音点検及び触診によつて、天頂部アンカーボルトについて、当初は、「安全な交通又は第三者に対し支障となるおそれのある箇所」以外の箇所として一〇年に一回が標準とされ、適宜点検頻度を設定して行うものとされてゐたところ、変更実施計画書では、「天井板上を徒歩にて目視及び打診により実施する」ととされた。

平成二四年四月付け「保全点検要領構造物編」では、近接目視の定義について「構造物の状況について可能な限り検査路

の計画書では「簡易足場を用いて触手又は近接目視検査を実施する」とされていたところ、変更実施計画書では、「天井板上を

の計画書では「簡易足場を用いて触手又は近接目視検査を実施する」とされていたところ、変更実施計画書では、「天井板上を

の計画書では「簡易足場を用いて触手又は近接目視検査を実施する」ととされた。

天頂部アンカーボルトについては、当初は、「安全な交通又は第三者に対し支障となるおそれのある箇所」以外の箇所として一〇年に一回が標準とされ、適宜点検頻度を設定することとされた。

被告中日本HEは、平成二四年九月、被

告NEXCOとの契約に基づき、本件トンネルの天井板裏において、点検要領等に従つた近接目視による本件点検を六日間、のべ四一人の人員で行い、その中で、上り線天頂部アンカーボルト約一万二〇〇〇本を、下り車線のみ平成一二年度に実施した臨時点検時に残されたチョークによる記録も確認しながら点検した。

その結果、上記天頂部アンカーボルトの定着不良などであり、ケミカルアンカーカーの健全性について打音で判別することはできない。

(イ) 詳細点検の頻度

点検要領等は、詳細点検の頻度につい

て、「安全な交通又は第三者に対し支障と

あるおそれのある箇所」は五年に一回、そ

数及び最大音圧時の周波数が他の結果に比べ低い傾向が見られる一方、引抜抵抗力が一二・二kN未満でも抵抗機能を有するボルトと引抜抵抗力が四〇kN以上のボルトとでは、違いを見出せなかつた

とされており、打音点検では、抵抗機能を喪失しているボルトを判別し得る可能性はあるが、抵抗機能を喪失したもののがつたものとしてその本数や分布状況については引抜抵抗力の大小は全く分からぬことが明らかにされている。

c 本件事故の崩落区間の天頂部アンカーボルトに機能を喪失したものがあることか否か、あつたとしてその本数や分布状況

についても引抜抵抗力の大小は全く分からぬことが明らかにされている。

原告らは、引抜抵抗力を喪失しているボルトを判別し得ることがあるが、経験ある点検員でも、十分な引抜抵抗力を持つボルトにつけてその全員が不良と判定することがあるため、その判定は、引抜抵抗力を喪失したものが含まれている可能性があることを意味するにすぎない。

C T鋼一枚当たり一六本の天頂部アンカーボルトのうち一部に引抜抵抗力を喪失したものがあつたとしても、他の天頂部アンカーボルトについては天井板が崩落しないこともあり得るし、他方、全

ての点検が不良と判定することもあるため、引抜抵抗力が五・〇kN程度以下で、かつ荷重変位曲線のピークがさほど明確でないボルトについては天井板が崩落することもあり得る。このような事実は本件事故後の調査によつて判明したものであり、本件事故は、安全な交通又は第三者に対し支障となるおそれのある箇所として一〇年に一回が標準とされ、適宜点検頻度を設定することとされた。

被告中日本HEは、平成二四年九月、被

告NEXCOとの契約に基づき、本件トンネルの天井板裏において、点検要領等に従つた近接目視による本件点検を六日間、のべ四一人の人員で行い、その中で、上り線天頂部アンカーボルト約一万二〇〇〇本を、下り車線のみ平成一二年度に実施した臨時点検時に残されたチョークによる記録も確認しながら点検した。

その結果、上記天頂部アンカーボルトの定着不良などであり、ケミカルアンカーカーの健全性について打音で判別することはできない。

(イ) 予見可能性について

被告中日本HEは、本件点検を行つた後、平成二四年一〇月中旬、被告NEXCOに対し、点検を実施したこと及び緊急補修の必要がある場合(A A)であると判定された不具合はなかったことを報告した。

その後、被告らの間で、完了届の提出、完了検査、認定書の交付及び受渡書の提出が行われ、契約が終了した。

(ア) 本件点検時に近接目視、打音点検

及び触診による点検を行うべき事情はなかつた。

以上のとおり、被告NEXCOの被用者生する「実施計画書及び見積書提出依頼」に添付されている「業務概要書」に基づき、実施計画書を作成し、その後、被告N

被告中日本HEは、被告NEXCOが発

行つた。